2020年2月号

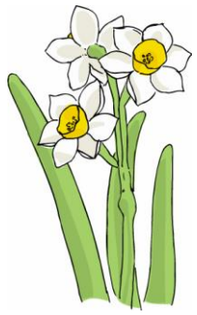

特定社会保険労務士

いとうＡＤＲ人事労務便り

連絡先：〒277-0005
千葉県柏市柏 3-2-16　コンフォート柏 102
電 話： 04-7100-1811　　FAX：04-7100-1821
ｅ－ｍａｉｌ： メール　e-ito@ito-office.info
ホームページ　https://ito-office.info

利用者急増！“退職代行”サービス

◆“退職代行”とは

近年、退職代行サービスの利用者が増加しています。退職代行サービスとは、直接退職の意思を伝えることが難しい従業員に代わり、退職意思の伝達や、処理を行うものです。利用者は退職する企業と一切やり取りをすることなく、自分で辞めるよりもスムーズに退職できると謳う業者が多いのが特徴です。

一方、弁護士のいない代行会社も多く、その場合は利用者の意思・希望の伝達以上のことはできません。退職にまつわる交渉等をするには、企業は従業員本人と連絡をとらなければなりません。費用は３～５万円が多く、弁護士に依頼するよりも当初の費用は抑えられますが、代行する行為にも制限があるのが特徴です。

◆背景にある問題

利用者が増加する背景には、さまざまな問題があります。退職代行サービスを利用する理由として多いのは、次のようなものです。

① 退職の意思を伝えたが、人手不足や上司の多忙等を理由に受け入れてもらえない
② パワハラがあり、相手の態度・言動が怖くて退職を言い出せない
③ 執拗な引留め交渉に時間を取られたくない

従業員本人としては退職の意思が固まっているにもかかわらず、企業側がそれを受け入れないという状況が読み取れます。「自分の意思が尊重されないのでは」という思いが利用者側にあるようです。

◆企業の対応

従業員が退職代行サービスを利用すると、ある日突然、代行会社から企業に連絡がきます。書面や電話等により、「当該従業員は本日より出社できない、有給を消化したうえで退職したい、以降の連絡は退職代行会社へしてほしい」という旨を伝えられることが多いようです。突然出社しなくなるため、退職の理由を従業員本人から聞く機会もなければ、業務の引継ぎも難しい場合がほとんどです。

原則として退職は自由です。それが従業員本人の意思であれば、企業は退職を受け入れ、必要な手続きを速やかに行うのが一般的です（交渉すべき事項がある場合は除く）。

問題がこじれるのを防ぐためにも、従業員が退職代行サービスを利用しなくてもよいと思える環境を企業が整備することが求められます。

令和元年　障害者雇用状況の集計結果

◆雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

厚生労働省は、民間企業、公的機関などにおける令和元年「障害者雇用状況」集計結果を公表しました。

集計結果によると、民間企業における雇用障害者数は56万608.5人（対前年4.8%、２万5,839人増）、実雇用率は2.11%（対前年日0.06ポイント上昇）と、ともに過去最高を更新しています。雇用者のうち、身体障害者は354,134.0人（対前年比2.3%増）、知的障害者は128,383.0人（同6.0%増）、精神障害者は78,091.5人（同15.9%増）となっており、特に精神障害者の伸びが目立ちます。

◆法定雇用率未達成の企業が約５割

障害者雇用促進法では、事業主に対して、常時雇用する従業員の一定割合（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。徐々に雇用障害者の数は増えていますが、同調査によると、法定雇用率達成企業の割合は48.0%（前年比2.1ポイント上昇）となっており、半数以上の企業で法定雇用率未達成という現実もあります。そのうち、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は30,638社となっており、未達成企業に占める割合は57.8%となっています。

◆障害者雇用促進法改正と今後の障害者雇用

令和元年６月に改正障害者雇用促進法が成立し、今年４月からは「特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金」、「障害者雇用促進への取組実施状況が優良な中小事業主の認定制度」が創設されます。障害者雇用については、雇用の拡大のみならず、その質の向上も求められており、国や民間においても多くの施策が進められているところです。

障害者雇用については、自社の状況も踏まえつつ、今後も注視していきたい課題です。

2月の税務と労務の手続期限［提出先・納付先］

3日

○ 贈与税の申告受付開始＜３月１５日まで＞［税務署］

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

17日

○ 所得税の確定申告受付開始＜３月１５日まで＞［税務署］
※なお、還付申告については２月１５日以前でも受付可能。

3月2日

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出［労働基準監督署］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第４期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

当事務所よりひと言

あっという間に１月も半ばをすぎました。先日、成人の日に近くの柏神社で多くの振袖姿の人をみかけました。はるか昔、地元の同級生たちとの楽しかった成人式の日が昨日の事のように蘇りました。2022年４月１日から成人年齢は18歳になります。成人式自体は20歳で行うとしている自治体が多いようです。18歳は大人、まだピンきませんね。

当事務所も成人を迎えた若者のように気持ちもあらたに日々業務に取り組んでまいりたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。　いとう